

平成六年法務省令第六十一号

政党交付金の交付を受ける政党等に対する
法人格の付与に関する法律による登記に関
する各種法人等登記規則の特例を定める
省令

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人
格の付与に関する法律（平成六年法律第六十六号）
第八条及び第十二条において準用する非訟事件手
続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十四条
において準用する商業登記法（昭和三十八年法律
第二百二十五号）第二百十条の規定に基づき、政党
交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付
与に関する法律による登記に関する法人登記規則
の特例を定める省令を次のように定める。

（解散の登記）

第一条 政党交付金の交付を受ける政党等に対す
る法人格の付与に関する法律（平成六年法律第
百六号。以下「法」という。）第十条第三項又
は第十二条第二項の規定による登記について
は、各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省
令第四十六号）第五条の規定にかかわらず、商
業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三
号）第七十二条第一項の規定は、準用しない。
（法人でなくなった旨の登記等）

第二条 法第十二条第二項の規定による法人であ
る政治団体が法人でなくなった旨の登記は、登
記記録中法人状態区にしなければならない。

2 法第十二条第四項の規定による整理結了の登
記は、登記記録中登記記録区にしなければならない。

3 商業登記規則第五十四条第二項の規定は、前
項の登記をした場合について準用する。

附 則

この省令は、政党交付金の交付を受ける政党
等に対する法人格の付与に関する法律（平成六
年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年三月一〇日法務省令
第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年二月二四日法務省令
第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施
行する。

附 則（平成一八年二月九日法務省令第
一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（以下
「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二〇年八月一日法務省令第
四九号）

この省令は、整備法の施行の日（平成二十年
十二月一日）から施行する。